

経 第 6 3 号
令和 2 年 5 月 5 日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言の
延長に伴う措置について (通知)

本県の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置内容につきましては、
御理解・御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

令和 2 年 5 月 4 日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添 1 の
とおり事務連絡がありました。

これを受け、本日、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、本県の
緊急事態宣言の延長に伴う措置を別添 2 のとおり講じる決定を行いましたのでお知らせ
します。

つきましては、本延長措置の趣旨を御理解いただき、措置内容が実効あるものとなるよ
う貴団体の構成員の皆様に速やかに周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

県としては、感染症拡大を防止し、一日も早く終息できるよう引き続き取り組んで
まいりますので御理解・御協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電話：043-223-2769

E-mail：keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp